

## 委員会としてできなかつことは何かとのご質問について（回答）

近藤駿介

設置法上は政策決定機関である原子力委員会の標準的な取組は、安全、核不拡散、核セキュリティ、放射線利用、原子炉、核燃料サイクル、バックエンド、核融合等にかんする研究、開発、規制・誘導行政活動の高水準のロードマップを作成し、各省庁がこれを具体的な取組に落とし込むことを求め、定期的に成果をレビューし、これを修正しつつ、基本法に示される目的を達成していく事を管理し、この過程を国民に説明していくことと考える。が、こうした作業を一気通貫で行なうことは、高速増殖炉、核融合、後年になっての核セキュリティ等の限られた分野でしか実施できなかつた。

それは、行政活動対象は多くは民間の活動であること、他方、関係行政機関が公共資源を活用してこうした取組を主務として企画・推進していることが多いから、それらの報告を受け、改善改良をもとめる事で任務を果たしたとせざるをえないし、それはそれで妥当と考えたからである。

内閣府の任務である各行政機関の統一的施策の策定を行なうにしても、実際に関係機関の行政を横断する取組みは、安全、核不拡散、核セキュリティ、国際的取組、基礎基盤の維持強化などであり、これらとても、既に各行政機関がそれぞれの主務として取組を企画推進している状況があるのであるから、いま統一が必要であるとか新規の方針を打ち出すべきとは、いままでは、その実務の必要性と可能性（事務能力）を計りつつ、これを決定して来たが、本来は、政策評価等を通じて必要性、重要性を自ら決するか、将又、内閣の新方針に基づく諮問によりとか、そうしつつも、委員会に発議権を残す等の整理がなされてあるべきと思料。

こうしたやり取りの谷間に落ち込んだのが基礎・基盤研究。これの一般的主導原理は研究者の自由意志で競争的に提出される研究提案を評価して、資金を投じるということであるが、原子力分野については、国の意思としてこの分野の研究開発力を維持しようという復元力が働く国があるように見える（科学技術顧問の仕事か）。しかし、国の研究開発資金負担割合が小さいわが国では、原子力分野への国のプロジェクト投資が相対的には大きいので、基礎基盤の強化を主題にした投資を提起しにくい。その結果、研究者規模で消長が決まる科研費のグループから原子力が消えてしまったことがあった。安全規制に役立つ基盤的技術が世界の進歩から遅れをとったことを発見し、関係省庁のあることに安心し、安全委員会への遠慮もあって、これの優先順位を高める努力が委員会に不足していたと反省し、その再生を目指して、考え方の整理を始めてロードマップの作成を督励したが、あまりにも遅かった。トリウム利用とか気がつく限り見てきているが、まだ気がついていない分野あるのではと密かに恐れている。